令和９年度「大村市立松原小学校」への入学・転入学募集要項

大村市教育委員会

1　制度の目的

松原小学校では、本市内の校区外から児童を受け入れる「特別転入学」制度を平成３０年度から導入し、学校の活性化を図っています。

松原小学校は、市の北端の大村湾沿いにあり、校区内には多良岳県立公園に属する野岳湖を擁しており、海と山の自然にあふれています。この豊かな自然に恵まれた環境の中で、子どもたちは健やかに成長しています。

しかしながら、松原地区の人口減少や少子化の進行により、市内で最も児童の減少率が高い学校でもあります。

そこで、松原地区の活性化と学校規模の適正化の一環として、松原小学校の特色ある教育を一層推進するとともに、さまざまな体験活動をとおして豊かな人間性を培い、たくましく生きる明るい子どもの育成をめざすことを目的としています。

2　松原小学校の児童数及び学級数　（令和８年５月１日現在）

	１年	２年	３年	４年	５年	６年	総計
児童数	１６	１０	２２	１１	１６	１２	８７
うち特別転入生	３	２	１	５	１	２	１４
学級数	１	１	１	１	１	１	６

☆令和９年度　新入学予定者　１３名

3　転入学の条件

保護者の希望があり、かつ、教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面など次の条件で、通学区域外からの転入学を認めるものとします。

（１）希望する児童・保護者について

①大村市内に在住する児童及び保護者であること。

②松原小学校の教育活動を理解し、地域と共に協力し活動ができること。

③１年以上の通年通学（４月１日入学で１年単位）ができること。

④通学は、原則として保護者の責任において自家用車等による送迎ができること。

公共交通機関の利用もできます。

一定の距離を超える場合は、遠距離通学費補助金の対象となります。

4　募集及び手続き

①募集期間

令和８年１０月１日（木）から令和８年１２月２４日（木）（学校休業日及び閉庁日は除く。）

②特別転入学申請手続き

ア　現在、市内の小学校に在学中の児童の場合

保護者は、在籍する学校長に特別転入学申請書を提出してください。

イ　新入学児童の場合

保護者は、就学通知書を受領後、教育委員会に特別転入学申請書を提出してください。

※申請書は、市内小学校・教育委員会に用意しています。

③転入学の決定及び通知

大村市教育委員会、松原小学校長との面談を行い、決定します。結果は、１月中に保護者宛てに通知します。なお、募集定員を超える場合は、抽選を行います。

［ 面談予定日 令和９年１月 ］

④転入学の取消し

転入学を許可した後、申請の事実と実態が異なる場合又はこの制度の目的に合わない事由が生じたと認められた場合は、転入学を取り消し、指定の小学校に通学するものとします。

5　学校見学

令和８年９月１日（火）から随時学校見学ができます。

（事前に松原小学校に連絡してください。）

■ 松原小学校　℡　５５－８６１９

6　転入学期日

令和９年４月１日とします。

7　問い合わせ

大村市教育委員会　教育総務課　℡５３－４１１１（内線３９３）